

白岡市税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

令和8年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたため、条例改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 市民税関係（第34条の6、第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3、附則第6条、附則第7条の3、附則第7条の4、附則第9条の2、附則第17条の2、附則第19条の3関係）

寄附金税額控除の規定について埼玉県税条例の改正に併せて改正するもの。

復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴うもの。（第34条の6、附則第7条の4、附則第9条の2）

公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴い改正するもの。

特定一般用医薬品等購入費（セルフメディケーション税制）について、適用期限を延長改正するもの。

住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和20年から令和25年と改正するもの。

長期譲渡所得に係る課税の特例について、特定の地域（地すべり防止区域や土砂災害特別警戒区域など）にある土地については、優良住宅地のための譲渡に該当しないものとする改正をするもの。

特定暗号資産取引に係る所得について、申告分離課税の対象となり、市民税率は所得の3%と改正するもの。

- (2) 固定資産税関係（第63条関係）

固定資産税の免税点について、家屋は20万円から30万円へ、償却資産は150万円から180万円へ改正するもの。

3 施行期日及び経過措置

- (1) 施行期日

ア 第34条の6第1項、第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の

3、附則第6条、附則第7条の3関係

令和9年1月1日

イ 第63条関係

令和9年4月1日

ウ 第34条の6第2項、附則第7条の4、附則第9条の2、附則第17条の2関係

令和10年1月1日

エ 附則第7条の4、附則第19条の3関係

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(2) 経過措置

市民税及び固定資産税に係る経過措置を設け、改正後の条例の適用関係を明確にする。